

忘れていませんか？ 相続登記

不動産をすぐに
売却できない…

相続登記の手續
費用が高額に…

登記をしないうちに、また相
続が発生すると会ったこと
のない相続人が現れる…

誰が空き家を管理をす
るのか法定相続人の間
でもめる…

所有者不明土地

相続登記をしないで放っておくと

未来につなぐ相続登記講演会

平成29年

日時 **11月28日(火) 14時～15時**

場所 **ラディアン(二宮町生涯学習センター)**

*裏面地図参照

演題 **「未来につなぐ相続登記」**
(新たな制度 法定相続情報証明制度)

空き家問題

- ◆ 相続登記の重要性について、横浜地方法務局長及び横浜地方法務局西湘二宮支局統括登記官が講演を行います。 <講演会は予約不要です>

無料

司法書士・土地家屋調査士による 個別登記相談会を同日開催

※要予約 相談時間は15時～16時30分までの間の1組約20分
予約は相談内容により各会へ予約をお願いします。

土地や建物の相続登記や抵当権
抹消等の登記相談については

神奈川県 **司法書士会**
(045-641-1372)

土地の分筆登記や建物新築・増築等
の登記相談については

神奈川県 **土地家屋調査士会**
(045-312-1177)

ラディアン(二宮町生涯学習センター)

中郡二宮町二宮1240-10

TEL 0463-72-6911



| | | |
|------|--------|---------------|
| 交通機関 | JR東海道線 | 二宮駅北口より徒歩7分 |
| | 神奈中バス | 元町バス停留所より徒歩3分 |
| | | 堂面バス停留所より徒歩3分 |

* **有料**駐車場有り(72台)

(当日はラディアン内の他の施設の利用者もあり、混雑が予想されるため
公共交通機関をご利用ください。)